

○ 招 集 告 示

住田町告示第8号

第4回住田町議会定例会を次のように招集する。

令和6年5月10日

住田町長 神 田 謙 一

1 期 日 令和6年6月4日

2 場 所 住田町議会議場

○ 応 召 ・ 不 応 召 議 員

応召議員（12名）

1 番	金 野 千 津 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	瀧 本 正 徳 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君	8 番	林 崎 幸 正 君
9 番	菊 池 孝 君	10 番	高 橋 靖 君
11 番	水 野 正 勝 君	12 番	佐々木 春 一 君

不応召議員（なし）

令和6年第4回住田町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和6年6月4日(火)午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

1番	金野千津君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	瀧本正徳君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	水野正勝君	12番	佐々木春一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	神田謙一君	教育長	松高正俊君
農業委員会会長	松田秀樹君	選挙管理委員長	高橋美枝子君
監査委員	紺野仁君		

副町長	小向正悟君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	横澤広幸君
住民税務課長兼 会計管理者	鈴木絹子君	企画財政課長	高萩政之君

保健福祉課長
兼地域包括支
援センター長
農政商工課長兼
農業委員会
事務局長
教育次長

千葉英彦君

建設課長

佐々木淳一君

菊田賢一君

林政課長

佐々木暁文君

多田裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長

菅野享一

係

長

高橋京美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

- 議長（佐々木春一君） ただいまから令和6年第4回住田町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。
これから、本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（佐々木春一君） これから諸般の報告をします。
職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

- 議長（佐々木春一君） 町長より行政報告があれば、発言を求めます。
○町長（神田謙一君） ありません。
○議長（佐々木春一君） 教育委員会より行政報告があれば、発言を求めます。
○教育長（松高正俊君） ありません。
○議長（佐々木春一君） 次に、本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、総務教民常任委員会に付託しましたので報告いたします。
次に、岩手県国家公務関連労働組合共闘会議議長、岩崎 保氏から提出された「公務・公共サービスの拡充を求める陳述書」及び岩手を明るくする会代表、千葉 總氏から提出された「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情」は配付としましたので報告します。
これで、諸般の報告を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（佐々木春一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、住田町議会会議規則第118条の規定によって、7番、阿部祐一君、

8番、林崎幸正君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木春一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月7日までの4日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月7日までの4日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりとすることで、御了承願います。

お諮りします。

議案等調査の都合により、6月6日を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、6月6日は休会とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐々木春一君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 金 野 千 津 君

○議長（佐々木春一君） 1番、金野千津君。

〔1番 金野千津君質問壇登壇〕

○1番（金野千津君） 1番、金野千津、通告に従い、一般質問を行います。

質問は3点ございます。

まず1番目に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について。

令和5年3月に岩手県が岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針を策定しました。また、今年4月から陸前高田市、大船渡市も制度を開始し、県内では7市3町がパートナーシップ宣誓制度を導入しております。

パートナーシップ宣誓制度は、多様性を受け入れ、誰もが生きやすい地域社会の実現という目的を達成していくために必要な制度と考えることから、次の点を伺います。

当町もパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。子育て支援制度について。

当町における子育て支援制度は、他市町と比較しても充実していると捉えておりますが、4月からこども家庭センターを設置し、今後、教育支援センターの設置も予定されていることから、子育て支援の充実に向けた町としての考えについて、次の点を伺います。

教育支援センターをどのように運営していくのでしょうか。

二つ目です。教育支援センターの利用を促進し、活用していくために配慮していること、検討していることは何でしょうか。

三つ目に、町民からは子育て支援について、子ども食堂や子育て支援ヘルパーの必要性が挙げられておりますが、当町においてそのような要望をどのように捉えているのでしょうか。

大きな三つ目です。自殺対策について。

今年度から、5か年の住田町自殺対策計画が策定されました。自殺に至る要因としては、多種多様であると考えますが、予防のためには個々の内面にも踏み込まなければならない難しさがあると想像できます。町民が自ら命を絶つということは、とても痛ましいことであり、非常に残念なことであります。そこに至る要因が、困窮や病気による将来不安によるものであれば、貴い命を救う手だてはなかったのだろうかと思えることから、次の点を伺います。

一つ目です。計画策定時における数値は、2022年までのものでありますが、昨年度の町内の自殺者、2023年度の町内の自殺者は、2022年までの5年間の平均をはるかに超えていることから、その実情を踏まえた対策も必要と考えますが、いかがでしょうか。

二つ目です。町内における自殺の要因をどのように分析しているのでしょうか。

三つ目です。自殺者ゼロという目標達成のための具体的な取組は何でしょうか。また、前の計画からの変更点はどのような点でしょうか。

四つ目です。ゲートキーパー養成講座を開催しておりますが、養成されたゲートキーパーに期待することは何でしょうか。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 金野議員の御質問にお答えをいたします。

1項目めのパートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度について、また2項目めの子育て支援制度についての（1）（2）の教育支援センターに関わる御質問については、教育委員会より答弁をいたします。

私からはまず御質問2項目めの（3）子ども食堂や子育て支援ヘルパーの必要性が挙げられているが、そのような要望をどのように捉えているかについてお答えをいたします。

子ども食堂は、誰かと一緒に食事ができる、無料または安価で食事ができる、地域の人と人とのつながりができるということがメリットと認識をしております。

誰かと一緒に食事をするを共食といいます。共食は健康や健康な食生活とポジティブな関係にあり、子供の健康、また健康な食生活により影響をもたらすことが期待できます。子ども食堂を開催している地域住民などの大人にとっても同様と言えます。

また、子ども食堂は、子供同士、親同士のコミュニケーションの機会になるだけでなく、食事を提供してくれる人や、食事を食べに来た高齢者など、地域の多様な人とのつながりも育みますので、参加する子供や親の孤立防止になるだけでなく、他の地域住民の孤立防止にもなるものと捉えております。

一方で、スタッフや食材、資金などの必要な資源の確保、衛生管理や食事内容、食事以外の活動などの実施方法、食堂の趣旨や方向性の共通理解の欠如など、スタッフの意識、行政、学校、他団体、地域住民との連携など周囲の理解、連携が課題と一般的に言われていますので、子ども食堂の目的を明確にし、課題解決に向け、一緒に検討する中で、支援の在り方について考えていきたいと思っております。

子供支援ヘルパーは、妊娠や子育ての大変な中、家族のサポートなどが得られず、日中独

りで家事・育児等をしなければならない家庭に対して、少しでも負担を減らすことができるようにヘルパーを派遣する事業です。本町において事業を実施しておりませんが、妊娠届け時や乳児家庭訪問、各種健診などの機会を捉えながら、必要性や課題の把握に努めてまいります。

子育て支援につきましては、全ての妊婦、子育て世帯、子供への切れ目のない一体的な支援を行うため、本年4月にこども家庭センターを設置しております。引き続き教育委員会をはじめ、関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、3項目めの自殺対策についての（1）昨年度の実情を踏まえた対策についてお答えをいたします。

自殺対策計画については、自殺対策基本法第13条第2項の規定により策定義務があるもので、本町では、令和元年3月に住田町自殺対策計画、これは令和元年度から令和5年度までを策定し、自殺対策に取り組んできたところですが、令和5年度に改定時期を迎えたことから、本年3月に誰一人残さない、命と心を共に支え合うまち住田町を基本理念とし、六つの基本方針、四つの基本施策、二つの重点施策を掲げ、新たな自殺対策計画を策定したところであります。

計画策定におけるデータは、自殺総合対策センターから提供される地域自殺実態プロフィールの平成30年から令和4年の数値を活用しております。令和5年の数値については確定値ではなく、分析結果も出ていないため、本計画に加味していない状況ですが、数値の確定及び分析結果が出た時点で対策してまいりたいと考えております。

次に、（2）町内における自殺の要因をどのように分析しているかについてお答えをいたします。

自殺に至る原因や動機については、様々な要因が複合的に絡み合っているとされており、本町の要因については、自殺総合対策センターから提供された地域自殺実態プロフィールで分析されております。その分析によると、本町におけるリスクが高い対象群は、男性40歳から50歳、無職、同居。次いで、男性60歳以上、無職、独居。女性、60歳以上、無職、独居。男性、60歳以上、無職者、同居となっております。

要因についてですが、本町は件数が少ないため、非公開とされておりますので、内容をお話しすることはできませんが、気仙管内の状況は、健康問題、それに次いで家庭問題、経済、生活問題の順となっております。

なお、本町の地域自殺実態プロフィールでは、生活困窮者と高齢者への対策が必要である

と分析をされております。

次に、（３）自殺者ゼロという目標の達成のために具体的な取組は何か。また、前計画からの変更点はどのような点かについてお答えをいたします。

本町の自殺対策計画の計画目標は、令和６年から令和１０年までの５か年間に、自殺者数ゼロとしているところであります。

この計画目標を達成するため、六つの基本方針、四つの基本施策、二つの重点施策を取り上げております。具体的には、それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困り事に応じて緊密な連携を取りながら、相談対応と問題解決を図るため、相談の充実、生活にお困りの方の課題や生活立て直しについて関係機関と連携し、生活困窮者自立支援や、家計相談など包括的な相談支援を行います。

また、様々な悩みや生活上の困難を抱えている人に対して早期の気づきが重要であり、ゲートキーパー養成や研修会の機会を確保し、人材育成をしてまいります。

前計画からの変更点についてですが、本町の地域自殺対策プロファイルでは、生活困窮者・高齢者による自殺割合が高いため、前回同様、この２点について重点施策として取り組んでまいります。生活困窮者は、その背景として、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加え、社会から孤立しやすいという傾向があることから、生活困窮の状態にあるものや、生活困窮に至る可能性のあるものが自殺に至らないよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

また、失業、無職者の背景には、労働問題、精神疾患、身体疾患等が関係しており、労働に関係する機関、医療機関や関係団体と連携した取組を、無職、失業、生活困窮者への対策に力を入れて取り組んでまいります。

次に、（４）ゲートキーパー養成講座についての御質問にお答えをいたします。

ゲートキーパーは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことをいい、誰でもゲートキーパーになることができます。

ゲートキーパーの養成については、平成１９年、閣議決定の自殺総合対策大綱において、当面の重点施策の一つとして掲げられ、本町においては、平成２４年度から養成講座を開始し、民生・児童委員や保健推進委員の方々を中心に養成を進めてきたところであります。

ゲートキーパーに期待することは何かという御質問ですが、ゲートキーパーには、変化に気づく、じっくりと耳を傾ける、支援先につなげる、温かく見守るという四つの役割が期待

されており、そのうちどれか一つができるだけでも、悩んでいる方にとって大きな支えになることを期待しております。

私からは以上です。

○議長（佐々木春一君） 教育長、松高正俊君。

〔教育長 松高正俊君登壇〕

○教育長（松高正俊君） 金野議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1項目め、（1）当町もパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入すべきと考えるがどうかについてお答えをいたします。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した性的マイノリティーが自治体に対して2人の関係を宣誓し、自治体が証明する制度であり、また、未成年の子供がいる場合には、ファミリーシップを宣誓する制度です。

本町においては、これまでパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度導入について検討した経緯はございませんが、岩手県において、当該制度の導入に関する指針が作成されたこと及び陸前高田市、大船渡市において宣誓制度が開始されたこと、並びに県内で7市3町がパートナーシップ宣誓制度を導入していることは承知しております。

また、多くの自治体の宣誓制度に明記されている多様性を受け入れ、誰もが生きやすい地域社会の実現につきましては、共感する点があると考えております。

本町といたしましては、令和6年度が住田町男女共同参画基本計画策定の年度であることから、先進自治体の事例や町民の皆様の御意見を参考に、町長部局とも連携を図りながら、宣誓制度の導入について協議を進めていきたいと考えております。

次に、2項目めの（1）教育支援センターをどのように運営していくのかについてお答えいたします。

教育支援センターは、義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律及び文部科学省から示された教育支援センター整備指針に基づき、町内小中学校に在籍する児童生徒及び町内に住所を有しながら、町外の小中学校に在籍する生徒のうち、学校不適應の傾向にある児童生徒及び保護者に対し、学校教育との連携の下に相談及び助言、並びに指導を行うことにより、学校への復帰や社会的な自立を支援することを目的とし、設置及び運営するものです。設置場所といたしましては、下有住の生涯スポーツセンター内、運営内容としては、開所時間は午前9時から午後3時まで、専門の職員2名を配置し、児童生徒

及びその保護者に対する相談、不登校児童生徒の学校復帰支援、学校等関係機関との連携を事業内容とし、具体的には、学習支援、学校や家庭生活の様子の把握と相談、運動、レクリエーション、健康相談、家庭訪問、関係機関との情報交換を行います。

教育支援センターの設置及び運営に関する予算につきましては、6月議会に上程をさせていただいておりますので、議会の議決後に正式に設置及び運営をさせていただく予定でございます。

次に、(2)利用を促進し、活用していくために配慮していること、検討していることは何かについてお答えをいたします。

利用に際して、配慮している点は5点ございます。

1点目は、児童生徒の特性に十分に配慮することです。

不登校の原因は、無気力、不安、いじめ、同級生や教員、家族との人間関係等様々かつ複雑であります。児童生徒の性格や背景を踏まえつつ、丁寧に話を聞き、課題を整理し、情報の共有を図り、それぞれの機関が何をしなければならないのか、計画性を持って進めていきたいと考えております。

2点目は、保護者の相談についてです。

不登校の児童生徒への対応は、保護者にとって、時間的、体力的、精神的に大きな負担となることから、その負担を少しでも軽減するべく、保護者の相談にも対応いたします。

3点目は、運動や体験活動の実施です。

ふだん自宅にすることが多く、体を動かす機会が少ない児童生徒に対しては、運動の機会の提供や調理実習等の体験活動を行い、精神的なリフレッシュと健康の増進を促していきたいと考えております。このため、職員には、保健指導に関する知識や経験を有した人物を採用する予定であります。

4点目は、家庭訪問の実施です。

不登校の児童生徒は、教育支援センターの利用も困難な事例が想定されます。不登校の内容や原因等も考慮しつつ、児童生徒及び保護者が落ち着いて相談できるよう、自宅での相談のため、家庭訪問を実施したいと考えております。

5点目は、教育支援センターを利用した場合には登校扱いとすることです。

利用時間の長さによらず、教育支援センターを利用した場合には、登校の扱いといたします。

以上の5点となります。

私からは以上であります。

○議長（佐々木春一君） 再質問を許します。

金野千津君。

○1番（金野千津君） それでは、1点目のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について御質問いたします。

質問というか、一つちょっと今、教育長の答弁の中で、パートナーシップ・ファミリーシップは、性的マイノリティーの方のためというような表現がございましたけれども、いろいろ見てみますとそれだけではなくて、やはり男女であっても同姓を拒否するとか、そういった別な形を求める方たちもいるということで、この性的マイノリティーに限定してしまうと非常に誤解を生みやすいので、ここはちょっと考えていただきたいなというところを1点目、これについてどう思いますか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） パートナーシップ・ファミリーシップ制度につきましては、今年度の男女共同参画基本計画の策定に合わせて協議させていただきたいと考えておりますので、その中で議員御質問の性的マイノリティーだけではないんだということにつきましても配慮して検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 非常に大事なことかなと思いますので、課題もいろいろあると思うので、多くの人たちから意見を聴取していいものにしていただきたいと思います。住田町としてもいづれというか早いうちに宣誓するというふうに捉えております。

もう一つ、1点お願いしたいと思うのは、住田町が宣誓をしますと、気仙管内2市1町がそろって宣誓することになります。今のパートナーシップ・ファミリーシップにおいては、ほぼ自治体ごとの宣誓になりますので、転居した場合、同じような宣誓をしておいても、新たに宣誓し直さなければならないという手続が含まれることになります。県内においても、自治体間の宣誓証明の相互連携というのを検討しているようではございますけれども、できればいち早く気仙管内2市1町そろいましたら、その連携を進めるというような形もいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 陸前高田市、大船渡市の担当部局とも連携を図りながら進めてい

きたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） ぜひお願いしたいと思います。

それでは、2番目の子育て支援制度について伺います。

まず、教育支援センターができるということで非常に期待を持っております。先日ですね、議員の視察研修のほうで栃木県の高根沢町のほうに伺いまして、あそこは22年間という制度ができる前からの取組というのを見聞きして、伺いしてきました。非常にいい勉強になりました。なので、ぜひそういったこともこの運営に役立てていただきたいなと思って、まず質問していきたいと思っております。

人的な支援ですけれども、専門2名の方を配置するということですが、具体的にどのような資格とか、どのような年齢の方なのかというところをお伺いしたいです。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 教育支援センターにつきましては、学校に登校できないという児童生徒さんを対象にするものでございますので、学校の様子ですとか学校の状況を分かっている方がよろしいかと思ひまして、教員の資格を有している方ですとか養護教諭の資格を有している方をお願いしようと考えております。

年齢につきましては、ちょっと年齢制限を設けることはちょっと難しいですので、それににつきましては特に制限を設けないつもりでおります。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） やはり教育支援センターができて、子供に来てもらうことが一番だと思うんですよ。来てもらわないと始まらないというところがありますので、学校にもベテランの先生たちがいる中で、学校になかなか行けないっていうところで、受け入れる側が教員だけでいいのかなという、ちょっと不安があるということですね。それで、高根沢においても年齢の近いっていうか、20代とかそういった職員を配置しているというところで、子供たちが来やすいための人員配置というところを考えるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） おっしゃるとおりだと考えております。ただ一方でやっぱり具体

的にやっぱり20代、30代の若い方というのはちょっとなかなか探してくるのも大変だなと思っておりますので、住田町には住田高校の教育コーディネーターさんもいらっしゃいますし、それから教育委員会にも若い職員おります。その専門の職員につきましては専門の職員として、あとは時折状況を見て、交流とかアドバイスやらそういったものをしながらより多くの人たちと交流するようであればコミュニケーション能力の育成にもつながって、学校復帰にもつながるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 資格を持つての方ってのは非常に貴重ですし、いろいろな経験もあるので、その方たちの意見も取り上げつつ、子供たちの意見もですね、反映させて、人的なものを補充していったらいいのではないかなというふうに考えます。

次に、場所なんですけれども、偶然にもですね、高根沢町の一番最初はトレーニングセンターの一角を使ってこの教育支援センターのようなものを始めたというところを伺ってます。それで、なかなか子供たちが来なかったという現状があったようです。資料の写真なんかを見せていただくと、畳の上に寝転がって本を読んでいる子供の写真とかがありまして、やはり環境っていうのは非常に重要なんではないかなと思います。町として場所の選定をした場合に、そこしかということはないと思うんですけれども、そこが適当と思った理由について伺いたいです。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 町内の不登校の児童につきましてはこの町内、特に限定された場所におけるわけではなくて、それぞれの地域にあります。それでやっぱり教育支援センターを設置いたしますと、そこに来る手段というのがなかなか限定されるのかなと。ちょっと公共交通機関で来るのは難しいですし、自転車ですとか徒歩となると、それかなり距離あります。それで、なるべく来やすいというふうなことを考えますと、町の中心にあります生涯スポーツセンターがいいのではないかなと思って、そこに設置いたします。

ただ、ここは未来永劫そこに置くわけではなく、例えば相談したいんだけど例えばですね、五葉地区公民館に来てくれないかと言われれば五葉地区公民館で開設いたしますし、例えば役場の近くがいいんだっていうことであれば役場の近くで相談業務をしたいと思っております。

教育支援センターということで設置いたしますので、まず一旦は生涯スポーツセンターで

設置いたしますが、その後変更になる可能性もございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 相談に関しては場所を移すことってというのは全然問題ないかなと思うんですが、子供の集まる場所も変更していく、要望に応じてあちこちに変更していくこともあり得るということですか。

それと一緒に聞きますが、それが2か所3か所になれば、2か所3か所で運営していくということなんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 様々な自治体を見ますと、やっぱりサテライトとってですね、本部はここなんだけどもサテライトで今日は例えば地区公民館でやります、体育館でやりますってというのは見受けられますので、当然相談に来る児童生徒さん、それから保護者の方と意見交換をしながら、どこで相談、それから体を動かすときにも体育館がいいのか、運動場がいいのか、それから調理実習をやるのに普通の民家がいいのか、保健福祉センターの2階がいいのか等々ですね、ちょっと意見交換しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 確認ですけれども、それでは都度都度、場所を移すということで、一度に2か所3か所の場所を並行運用していくということではないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） やっぱり人的な制限もございますので、なかなか同じ日に別の場所で行うというのは困難だと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 場所については少しちょっと苦慮しているのではないかなというふうに思います。ちなみに高根沢町は、田んぼの中の一軒家をお借りして、そこを場所にして、非常に落ち着いた中で生活しているということでした。

あとはですね、配慮していること5点あるということをお伺いしました。保護者への対応というのも入っておりまして、これ非常に大事なことじゃないかなというふうに思います。

一番つらいところはお子さんなんでしょうけれども、それを見守っている保護者の方への対応というのをどのような形で行っていくのでしょうか。個々に配置された専門家がお話を伺うっていう形なんですか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） すいません、先ほどの答弁にちょっと付け加えさせていただきます。

高根沢町でございますけれども、面積が住田町の5分の1ということで非常に狭いエリアだったので、ああいう民家、中心地の民家でできたのかなと思っております。住田町非常に広いものですから、五葉のほうから、下在の田畑のほうから来るのはちょっと状況が違うのかなと思っておりました。失礼いたしました。

それから保護者への配慮でございますけれども当然今の学校、それから教育委員会、それから保健福祉課等々でも医療機関含めまして、保護者の方とは面談ですとか相談業務はやっております。今回教育支援センターをつくりまして、つくるという話があったときに保護者の方々とは事前に面談をしております。その際にやっぱり話しやすい方、話しにくいといったらあれですけども、話しにくい方いらっしゃるというふうなことは保護者の方からいろいろ言われております。やっぱり例えばふだん会ってる人と改めて不登校のこと、子育てのことを聞くのはちょっとしんどいなということでございましたんで、そういう場合にはあんまりその背景ですとか状況等にはあんまり関係のないというか、気軽に話せる方と話をしていければいいかなと思っております。先ほどの教育長の答弁でそれぞれの背景を理解してる等々もありましたけども、やっぱり一方で気軽に話せるような雰囲気というか、気軽に話せる方を選ぶというか、選任していかなきやならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 私も具体的な相談に関しては専門家の御意見が必要かなと思うんですが、やはりちょっと息を抜くとか、少し安らげるっていったものに関しては、もしかしてボランティア団体であるとか、そういったもののサポートなどのほうが有効な場合もあるんじゃないかなっていうふうにちょっと考えます。

あと、追加でおっしゃったことにさらにちょっとあれなんですけれども、住田町が広いのは分かります。ただ、やっぱり求められるのは、距離ではなくて、環境なんでないかなと。子供たちが過ごす環境こそが大事なんじゃないかなっていうふうに思います。だから普通の

会議室みたいなところに集まって、さあここで何をしましょうではなくて、やはりまずは自分たちの居場所となり得るなというような、子供たちがそういう理解というかそういう認識ができる場所を設定するっていうことが利用してもらう第一歩なんじゃないかなというふうに考えます。まだ始まってみないので、いや、今回設定した環境が非常にスポーツもすぐできるし、近くに公民館もあって調理実習は多分そちらでやるのかななんて思いますけど、そういうこともしやすいついていうふうになり得るかもしれないんですが、状況を見てですね、居場所というところをもう少し考えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） ちょっと手前みそになりますけれども、住田高校で住高ハウスというか、開設してやっております。当初はあそこは私、畳の部屋でしたので畳の部屋に公民館のようにテーブルを二つ並べてそこに座布団でも敷けば、あとそこで子供たちが自習してくれるんじゃないかなと思ったところ、やっぱりいや、それはないですよということで、カーペットを敷いたり装飾を施して、冬場になればクリスマスのイルミネーションを飾ったりして来やすい雰囲気、私じゃなくてコーディネーターさんたちがしてくれましたので、今回のこの教育支援センターにつきましても議員おっしゃるとおり、ただ単に会議室の冷たいテーブルと冷たい椅子だけでは、なかなか子供たちそこに来て過ごしたいと思わないというのはそのとおりだと思いますので、今後より行きやすい雰囲気はつくりたいと思っております。私も高根沢町は直接行ったことはないですけども、パンフレットですとか拝見しますとすごく昔ながらの古民家を再生していい雰囲気でございましたので、それも含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 住田町には空き家もありますので、そういった形で検討も必要かなというふうに思います。

あとはですね、方針のうちに五つありましたけれども、私もう一点ちょっと考えたいことがございまして、というのは、そういった御家族、お子さんがいるということを静かに見守ってくれる町民意識というものが必要なんじゃないかなというふうに考えています。というのは、やはり自分のお子様だったら、その状況であるとか、悩みなりが御両親はよく理解できるんでしょうけれども、ちょっと離れたところに住んでる祖母であるとかそういった方になると、なかなかそこが何でうちの孫は学校に行かないんだ、行かせないんだっていうよう

な理解が進まないっていうところもちよっと伺って、それがまた御両親の悩みにつながったりするということもちよっと聞いております。

私、長く認知症やってたんですけど、認知症もこれだけ理解されるには、そのための啓蒙活動をもう何年もかけて行ってきたって経緯があります。なので、ぜひそういうお子さんたちもいるけれども、その子たちも一生懸命、まず何とか社会に適応しようとして生きてるんだというところを温かく地域で見守っていこうというような啓蒙活動が一つ加わるといいのではないかなと思うので、そういった役割を教育支援センターにも期待したいところですが、どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 教育支援センターにつきましては、今やと申しますか、県内でも決して珍しい施設ではございません。また不登校という課題につきましても、具体的な数字はちよっと持っておりませんが決してこれも珍しいことではなく、これだけ社会も学校も複雑多様になって価値観も多様になってまいりますと、学校に行かないという判断もありなのかなと思っております。またそういうことを単なる好奇心であるとか、興味本位でいろいろ話をするの不好いよう、まず教育委員会、それから学校関係者等々で共通認識して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） では教育支援センターについては最後になりますけど、ネーミングはどうするのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） またこれも住高の住高ハウスに関係してまいりますけれども、私あそこ最初、当初は研修会館だったものですから、研修会館でいいんじゃないのって言ったら、いや全然そんな楽しくないというふうなことを生徒やコーディネーターの方々から意見をいただきまして、生徒の案で住高ハウス〇〇というふうにしたと記憶しております。したがって今回の教育支援センターにつきましても、利用する生徒さんですとか保護者の方々からの意見を参考にしながら、相性というか、ネーミングを決めたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 大変期待しております。まず来てもらえる教育支援センターになって

いただきたいなと思いますし、そのためには、先ほど次長がおっしゃったように、子供や御家族の御意見等を取り入れながらつくり上げていくということが重要と考えるので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それでは、3番目ですね、子育て支援についてなんですけれども、町長の答弁の中では、様々な機会にですね、課題を拾い上げて必要性について対応していきたいというようなお話でした。こういうものをつくったらどうだろう、ああいうものをつくったらどうだろうっていうときに、町の対応としては、人数はどのくらい、その要望はどのくらいあるんだっていうことをよく言われます。ただ私は子育て支援に関してはですね、町内、子供が少ないということもございますので、一つ一つ丁寧に町が対応しろとは言いません、課題を共有していく場が必要ではないかなというふうに思っております。実は子ども食堂に関しても、町のほうに多分1年前から必要性についてちょっと聞いておりました。ただ、必要性はないよという回答をいただいております。今回社協のほうで研修会を開きまして、私も参加者として研修会のほうに行きましたら非常に多くの一般の方々が来ていて、そして必要性を訴えているということに驚きました。子ども食堂というと、どうしても困窮のお子さんを想像する方も多いかと思いますけれども、あと町長は必要性についていろいろおっしゃってましたが、中から出てきたものに関して、食育というところで、やはりちゃんとしたという言い方は変ですけど、食育の観点から1回でもいいので食事を提供する場を設けたいとか、あとはですね、やっぱり共働き世帯のお母さんがお昼をつくって仕事に出ていくことの大変さを皆さんよく分かるので、そういったことを1回でもいいので減らす機会にもなってほしいというような形で、多分子ども食堂の位置づけというのは多様で、それで、そういう中から住民の方たちがやっぱり必要だということを話し出して、自らの手でやりたいということを進めているようです。

ですので、金銭的な支援をしてもらえれば一番いいんでしょうけど、そういったものができない状況であれば、やっぱり場所であるとか、人であるとかということも町のほうには管理栄養士さんもおりますので、衛生管理のお話も出てました。そのあたりは最初に参加して指導していただけるとか、そういったような支援をしていただきたいなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの子ども食堂のお話でございますけれども、実際に子ども食堂をやりたいというお声は私のほうには来ているところですけども、やはり先ほど

町長のお話ししたとおり、様々な課題がありますし、目的もそれぞれです。初めは生活困窮の方たちへの支援というところで始まった子ども食堂でございますけれども、現在は地域の高齢者の皆様と一緒にやるというような形の高齢者支援のほうまで広がっている部分もあります。その中で皆さんとやりたいという方たちとお話をしながら、町としてもどういう支援、お金以外の部分でも施設であるとか、人的支援も含めて話し合いした中でお話を進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 様々な課題がある中においても、県内でこれだけ子ども食堂っていうのが広がっているっていうことは、やはり町内においても、それをクリアして開催できるものがあるということだと思いますので、ぜひ様々な面で御指導、御支援をお願いしたいというふうに考えます。

また子育て支援ヘルパーに関してなんですけれども、これは町外から来た方で、やはり身内が近くにいない方は、子育てをしながら買物であるとかあと自分の時間をつくるということに苦慮しているようです。1人2人のために制度を何かつくってというのは難しいかもしれませんが、こういった要望があった場合にですね、これを関係機関というか、関係するであろう機関と共有して何か支援する方策はないかと考えていくのが町ではないかなと。それが住みよいまちをつくっていくのではないかなと思いますので、ぜひ1人2人の意見ということで切り捨てずにですね、大事に扱っていただければなど、これは要望ですね、思います。

それでは、ちょっと時間も来てますので、自殺対策について移りたいと思います。

質問の中にもあったと思うんですけれども、今回これをつくる、この基本認識から重点施策までをつくっていく上での大きな背景というか、何か中心に捉えていたものがあつたら教えていただければと思います。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 新たな自殺対策計画の部分について重点的に進めようという部分でございますが、地域自殺実態プロファイルでもお示しされているとおりですけれども、やはり生活苦であるところと、あとは高齢者の問題の部分については、重点的に取り組んでいこうというところで、重点施策にも含めて取り組んでいこうというふうに考えているところです。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 私、実はですね、昨年非常に自殺に関して聞こえてくることが多くて心を痛めてました。それで何かいい方策はないものなんだろうかとというふうに考えていたところにこのような立派な計画が出てきてすばらしいなというふうに拝見しました。

今、課長のほうからは生活困窮とかそういった話が出ましたが、私は前年度と大きく変わっていることの一つに、基本認識の3にある新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策というところが新しいのではないかなというふうに思います。これは私の一方的な考えで何の根拠もないんですが、コロナ禍における人と人とのつながりが非常に隔たっていったというかその状況が、昨年度の自殺が増える一つの要因になっていったのではないかなというふうに個人的には捉えてまして、そこがきちっと基本認識のほうに入ってきておりますので、何かそういったつながりというところを大事にしていていただきたいなと思います。本当に私、勉強不足でして、こういった計画が住田町にあるってことを知らなかったのも、ぜひ町民の方たちにも、もう少しいろいろ取組をしているということを知っていただくことも必要なんではないかなと思います。コロナ禍に対して何か思うところというか、この対策について取り入れたところとかありましたら、お願いします。

○議長（佐々木春一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） コロナ禍を踏まえた対策というところでございますが、コロナ禍につきましては、なかなか外出制限であるとか様々な方たちとの交流という部分が希薄になっているということは皆さんも感じているところだと思いますし、私たちも感じているところでございます。その点につきましては、徐々に元のようなスタイルで様々な事業とかを展開していけるような状況になってきていますので、多くの皆さんに参加していただくこと、またあとは町でも小さな拠点事業とか様々な部分の事業に地域づくりの部分についても取り組んでいっていますので、そういうところに多くの方たちに参加していただきながら交流を深め、また地域の絆として深めていただけるようなことをしていけたらなというふうに思っております。

それから自殺対策つくりましたので、あとは皆さんに周知をする形で、様々な方法を捉えながら、9月と3月の自殺週間と自殺月間がありますけれども、そういう機会を捉えながら、毎年パンフレット、リーフレットをお配りしているところですけども、そういう機会を捉えて周知活動にも努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 金野千津君。

○1番（金野千津君） 2番の質問にも関係するかなと思うんですが、最近アタッチメントという言葉がZ世代から広がってるという、子供の心理学の言葉ですかね。人と人とのつながりというところを非常に若い世代が重視し始めてるっていうことが挙げられてますし、取り沙汰されてます、最近。それで先ほど課長が言いましたが、5類になって、様々な活動が戻ってくることも考えられますが、このまま戻らないものもあるのではないかなっていうふうになちょっと危惧するところもございます。なので、せめてというか、この相談窓口というところをきちっと対応していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。ネットワークといいますかね、ゲートキーパーの方たちに重い荷は背負わせられませんが、それを受けた方たちの認識の中に少しやはり町長が答弁で言ったような見守るというような意識であるとか、あとは民生・児童委員の皆さんが地域を回っている中で、何かの気づきというような。町内には様々なネットワークがございますので、そういったものをうまく活用してですね、いち早くですね、悩みのある人たちに対応していけるような取組をしていただきたいなというふうに考えております。保健福祉課も保健師さんも少なくは大変なことは分かっておりますので保健福祉課だけで取り組むものではないと思いますので、関係機関より密に連絡を取ってそして計画についてよりみんなで知ることによって自殺対策を進めていっていただきたいなと思います。

私からは以上で終わらせていただきます。

○議長（佐々木春一君） これで、1番、金野千津君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

◇ 瀧本正徳君

○議長（佐々木春一君） 5番、瀧本正徳君。

〔5番 瀧本正徳君質問壇登壇〕

○5番（瀧本正徳君） 5番の瀧本正徳であります。一般質問を行います。

今のこの町、住田町は、少子高齢化、人口減少が進み、農林業の担い手の不足、医療や介護、地域コミュニティーの在り方の変化など、町にとって、私たちにとって、かつてないような急激な社会変革の中にあると思っています。

このような中であっても、この町でいつまでも豊かに住み暮らしたいとの思いを大切にしながら、2点について、町長、教育長、農業委員会会長に対し、質問をします。

初めに、将来を見据えた施策推進についてであります。

この3月の町長、施政方針演述の結びでは、住民のニーズを、要するに住民が求めていることを的確に捉え、足元を確認しながら云々と述べられております。町長として為政者として、原点となる姿勢であり、私も大賛成であります。

このことから、住田町の現状及び将来を見据えた政策について、次について伺います。

一つ目は、森林・林業日本一を目指すまちづくり、これは当町の看板であり、住田らしさを表すすばらしいキャッチフレーズ、要するに強い印象を与えて、注目度を上げる言葉、相手の心をつかむ言葉であります。当町では、豊富な森林の持つ多面的な機能を生かし、産業振興、自然環境づくり、教育、スポーツ、防災などに関連させながら、まちづくり施策を進めていますが、今この頃では、想定を超えるような大雨が懸念される昨今となった今、このような状況の中で、治山・治水機能が大切と考えております。

水を治める者は国を治める。国を治めるものは山を治めよという言葉がありました。住田の豊かな森林の治山・治水を、その力を生かしたより一層の防災機能の整備を図るべきと思うが、どうでしょうか。

二つ目、再生可能エネルギーとしての太陽光発電施設の設置が町内で特にも道路沿いの耕作放棄地などで目立って増加しています。一方では、施設整備による土砂災害や周辺環境、土地利用上のトラブル、太陽光パネルの廃棄、そして放置などの問題が危惧されております。今後太陽光発電施設は増加する見込みであることから、施設の設置・管理・更新・撤去に係る基準や、ルールを整備などを将来を見据えて、今、適正な対応が必要と思うが、どのように考えているか伺います。

大きな二つ目でございます。

鳥獣被害対策、町民からは、獣災害だと、家庭菜園さえできない。暮らしの楽しみをなくしてしまったなどと多くの怒りの声、諦めの声を聞いております。町内のニホンジカ、イノシシ、サル、クマなどの獣による農作物などへの被害は、生産者など関係者の生産労働意欲の減退にとどまらず、住民の生活をも脅かしている状態にあります。

今年度6年度は、獣被害対策のうち、侵入防止対策の強化を中心に進める方針と捉えていますが、シカ、サル、イノシシ、それぞれの侵入防止等対策は違います。これまでの侵入防止対策は、防護網、電牧柵の設置等が主な策でありましたが、より強く、効果的な対策が必要と思います。次の3点について伺います。

一つ目は、獣との共生の町の観点として、中長期的な町施策の在り方についてであります。

人と獣のすみ分けを行うため、獣の餌となる樹種、例えばですが、トチノキとかヘラノキとかマメガキとかツノハシバミなどの住田の山に自生している餌となるような樹種、植栽などの整備と、里山付近の緩衝帯整備を町施策として進めるべきと思うが、どうでしょうか。

二つ目は、獣の種別による防護対策を実施するとともに、捕獲・駆除に必要なハンター確保・育成が必要と思いますが、現状はどうか伺います。

(3)として、この鳥獣被害防止対策の対応は、急務であると思っています。そこで、まずは町の体制として、鳥獣被害対策へのワンストップサービス対応の窓口設置と、要するに1か所で用が足りるという窓口設置と専門職員配置をすべきではないでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（佐々木春一君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 瀧本議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、1項目め、将来を見据えた施策推進についての1点目、森林の持つ多面的機能を生かした防災機能の整備についての御質問にお答えをいたします。

森林は、木材生産のみならず、水源涵養や土砂災害防止、保健、レクリエーション、地球環境保全などの多面的な機能を有しており、それら機能の発揮を通じ、住民生活に様々な恩恵をもたらすものであります。

御質問にある防災機能をはじめとした森林が持つ多面的な機能を将来にわたり、持続的に発揮させるためには、計画的な伐採を推進するとともに、人間の働きかけにより、健全な森林を造成し、育成する森林整備が必要であるとされており、町の面積の約9割を森林が占め

ている本町においても整備を推進することは責務であると捉えているところであります。

町有林にあつては、植栽から下刈り、間伐を経て、主伐までを体系的に実施してきているところであり、引き続き計画的な施業に取り組む方針であります。

私有林においては、町単独の補助制度を創設し、森林所有者の負担軽減を図りながら整備を推進してきたところでありますが、間伐等の手入れが行き届かない森林が散見される状況にあります。また、主伐時期を迎えている昨今においては、伐採後の再生林が十分に進まない現状も課題の一つと捉えておりますので、森林組合や素材生産業者等とともに連携しながら、それら課題の解消に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、(2)太陽光発電施設の設置等に係る基準やルールの整備などの対応についてお答えをいたします。

本町では、平成28年度に住田町再生可能エネルギー活用推進計画を策定し、売電収入を目的とした太陽光発電については、民間事業者等の自発的行動に委ねることとし、町独自の推進策は取ってまいりませんでした。このような中、資源エネルギー庁の公表によると、この計画を策定した平成29年3月から直近の令和5年12月までの間、住田町内の太陽光発電施設は、件数は79件から149件と約2倍、発電容量は4,774キロワットから5,447キロワットと約15%増加しております。

一方、瀧本議員御質問のとおり、土砂災害、景観、生活環境などに関するトラブルは全国的に発生しております。幸いにもこれまで大きな問題は発生していないものの、当町も例外ではないと認識しているところでございます。

施設の設置に関しましては、経済産業省が定める発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令において、太陽発電モジュールを支持する工作物の構造や土砂流出または地盤崩壊防止の措置を講ずる義務などが定められており、電気事業法第56条第1項では、その技術基準に適合しない場合、経済産業大臣はその使用の停止命令等ができることとなっております。

さらに本年4月1日の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法の改正により、災害の危険性に直接影響を及ぼすと考えられる地すべり等防止法や急傾斜地法などにおける許可を受けることが、FIT・FIP認定の申請要件となったところでございます。また、施設の撤去に関しましては、再エネ特措法において、10キロワット以上のFIT・FIPの認定を受けた全ての太陽光発電施設を対象とした廃棄等費用積立制度が令和4年7月から開始されました。この制度では、電力買取り事業者が、その

買取り金額の中から積立金を管理機関に積み立てることとなっており、廃棄のための資金確保が確実に進むものと期待しているところであります。これら国の関わりが拡大する一方、全国の自治体では、太陽光発電施設の設置に関し、規制や調和のための条例が制定されており、一般財団法人地方自治研究機構の調べによると、令和6年3月29日時点で、全国の276の条例が確認されているところであります。

町といたしましては、町民の皆様が御不安に感じていらっしゃることに對し、措置を講じていくことは必要であると考える一方、太陽光発電施設の設置により、それまで未利用だった土地が収益を上げる事業用地として活用され、税収の増加につながるといったプラスの効果もございますので、総合的な観点での慎重な判断が必要であると考えているところであります。

次に、2項目め、獣被害対策についての1点目、人と獣のすみ分け策としての森林や緩衝帯の整備についてお答えをいたします。

なお、瀧本議員からは昨年5年12月、また令和6年3月の議会でも同様の御質問をいただいております、答弁の内容が重複いたしますことを御了承願いたいと思います。

野生動物の生息環境の管理に当たっては、野生動物の生態系に配慮した森づくり、また、人間と野生動物のすみ分け、境界の再構築が重要とされ、具体的には餌場となる広葉樹林の整備、人工林内の間伐促進による下層植生の生育促進、山すその環境整備によるすみ分けゾーン、緩衝帯の設置などが効果的とされているところであります。

瀧本議員からは、町の施策として、餌場となる森林や里山付近に緩衝帯の整備を進めるべきとの御質問でございますが、野生動物の生息域が特定できない状況において、町有地のみならず、民有地までを含めた整備ということになりますと、相当のエリアが対象になると思われ、予算や作業体制等に限りがある現状において、町として大規模に事業を実施することは難しいものと判断しているところであります。

そういった中で、餌場となる森林の整備につきましては、御存じのとおり、本町は、町の面積の9割を森林が占め、既に餌場となる広葉樹林が豊富な環境下にあります。町有林にあつては、計画的に間伐を実施しており、近年は、皆伐後の造林不適地において、天然更新による広葉樹林への誘導を図っているところでもあります。

緩衝帯の整備につきましては、令和5年度より対象地区を選定し、野生動物の出没を誘引する放置果樹の伐採に取り組む中で、生息環境の改善を図ってきたところであります。また、町単独の補助制度を創設し、森林所有者の負担軽減を図りながら私有林の整備を進めている

ところで、このことは、山裾にある森林の整備へつながり、すみ分けゾーン、緩衝帯の設置に一定の効果があるものと捉えているところであります。

次に2点目、防護対策とハンターの確保・育成についてお答えをいたします。

本町の鳥獣被害対策につきましては、住田町鳥獣害防止総合対策協議会と住田町鳥獣被害対策実施隊の二つの組織を中心として取組を推進しているところであります。住田町鳥獣害防止総合対策協議会につきましては、行政機関及び農林業関係団体、猟友会、鳥獣保護巡視員などで構成され、被害防除に重点を置き、対策を講じてきているところであります。具体といたしましては、シカ防護網や電気柵の設置を支援しているほか、ニホンザルの生息域調査や、被害対策研究会の実施、動物位置情報システムの設置などに取り組む中で、鳥獣の活動範囲の縮小や農林業被害の減少を目指しているところであります。

次に、住田町鳥獣被害対策実施隊であります。平成25年度に猟友会の協力の下、組織し、近年、ニホンジカを中心に1,000頭前後の捕獲に取り組んでいただいているところであります。隊員数は、発足当時37名であったものが、令和元年度には最大49名にまで増加し、令和6年度は42名の体制となっております。また、隊員の平均年齢は発足以来、65歳前後で推移しており、特に若手の狩猟者の確保が課題であると捉えているところであります。町といたしましては、狩猟免許の取得、飼料やわな等の購入にかかる費用を補助するなどして、新たな隊員を確保してまいりたいと考えております。また継続して有害捕獲活動に従事いただけるよう、隊員報酬や捕獲報償費の支払い、捕獲活動に要する経費を補助するなど、支援策を引き続き講じてまいりたいと考えているところであります。

次に3点目、ワンストップ対応窓口の設置と専門職員の配置についてお答えをいたします。

さきの質問でもお答えいたしましたとおり、本町の鳥獣被害対策につきましては、住田町鳥獣害防止総合対策協議会と住田町鳥獣被害対策実施隊の二つの組織を中心として取組を推進しているところであり、その事務機能を農政商工課及び林政課が担っているところであります。主に農政商工課が侵入防止対策、生息環境管理、林政課が個体群管理を所管する中で、二つの組織でありますとか、あるいは農政、林政、両課で被害状況を課題共有しながら、必要な対策を講じているところであります。

瀧本議員からはワンストップ対応窓口の設置、専門職員の配置を検討すべきとの御質問でございますが、現状において、住田町鳥獣害防止総合対策協議会や、住田町鳥獣被害対策実施隊との連携が図られており、それぞれの組織の活動にも一定の効果が見られることから、この推進体制を継続し、さらに連携を深めながら、被害防止に努めてまいりたいと考えてい

るところであります。

○議長（佐々木春一君） 再質問を許します。

瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） それでは、再質問をします。

町長もそうなんですが、私たちが将来に向かっての責任とか、未来への責任という言葉が該当するというふうに私は思っています。当面はさることながら、今から鳥獣被害であるとか、この山のこととか全てがですね、どのような形で変わっていくのかというあたりを見ながら、だったら今これをしようじゃないかというふうな気持ちで、2回目の質問をさせていただきます。

住田町を発信する、これ当然皆さんが考えていることですし、SNSを使うなりなんなりせよ、いずれ住田のよさを発信していくということです。その一つの看板が、この役場の入り口にどんと建っている看板だというふうに私は思っています。ただそれがですね、防災に入る前なんですが、果たして本当に生かされてるか、ほかにアピールできるような状況なのかというあたりがですね、不安な部分がいっぱいあるんですよ。だから今回はこの森林・林業日本一のまちづくりのフレーズに合わせて、防災だったら防災はどうなんだというふうな形で一つ目の質問を考えました。

それでね、山の状況をきちんと管理することが防災につながるんだと、これについては、みんな同じ気持ちだというふうに思ってます。看板でいいますと、看板の前後の右側には藤の花がきれいに咲きます。藤の花が咲くというのは、杉山であれば、決して健全な状態ではない。大きな数が咲けば倒れてしまいますので、だったら、少なくとも町をPRする以上は、そういうふうな部分をちゃんとやって、防災的な観点でも何でもいいわけなんです、やっていったらどうなんですかということです。

ですから、この部分をですね、きちんとしてないと、町全体の施策、物の考え方の中には、意外と森林・林業日本一という看板は生かされてこないというふうに思ってます。

そこで、その観点でお伺いしますが、町長がいろんな演述等がある中で森林・林業日本一という言葉がなかなか出てこないんですよ。ですが、このフレーズについては日本一という言葉とんでもない大きいものでございますから、重いものでございますから、そろそろ考え直すのかなというふうな部分の疑問もあったもんですから、今回この質問させていただきました。町長はどのように考えますか。

○議長（佐々木春一君） 町長、神田謙一君。

○町長（神田謙一君） 瀧本議員おっしゃるとおり、実はですね、日本人は特に日本一という言葉が好きで国民ということで、あちこち日本一、何々日本一というのは、日本の国内ではある意味氾濫をしている状況にあります。そういう部分でいうと当町森林・林業日本一ということでアドバルーンを上げてきた町、まさに財産、町有林が多いというような部分を含めてこれをどう生かすかということの中で、このアドバルーンを上げてきて、町外に大分認知はされてきているというふうに考えております。

この間カップ大会、柚遊カップがあったんですが、これも史上最多の28チーム来て、町外からもですね、来ていただきました。そういうような部分を含めて世の中いろんな角度まさに多様性というような中で、森林・林業日本一ではない動きも出ている。かといってそのアドバルーンを下げるべきではない、使い方は少ないというふうに御心配いただいているかとも思いますが、あわせて世の中の流れとともにですね、当町の在り方という部分捉えていきたいと考えております。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 私も苦しい部分がいっぱいあるんですが、本当にね、住田町っていうとね、森林・林業日本一ですよっていうような言い方をね、ほかの町外の方々に言われるんですよ。いやいや、そういう実はねということはいませんが、いずれこれをうまく使っていくというのが住田の発信する押しという部分になると思いますんで、ぜひとも心しながら、環境整備、町有林だけじゃなくてね、民有林についても同様のね、考え方を普及させるってことがすごく大切だと思いますんで、少なくとも町有林はこんななんなってるぞというぐらいの整備を進めていただきたいなというふうに思います。

防災の関係にしたいと思いますが、物の考え方の中で治山治水については、山を治める形でやっていくというふうな基本線を確認したというふうにさっきは思いました。ただですね、いろんな人の話を聞いてると、こんな洪水は見たことないという中にはね、私が生まれる前後なんです、カスリーン・アイオン台風ってのがあったんだそうです。私覚えてませんけども、とんでもない状態だったということなんです、今結構ね、広範囲に山をまとめて伐採してるような気がして見えるんです。その辺を防災等の関係から、どのように見ているのかお伺いしたいと思います。規制的にはね、20坪を超えて云々とかあると思いますが、今の状態をどのように見ているか伺います。

○議長（佐々木春一君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、昨今、町内の山の

状況を見ますと、主伐時期を迎えているという状況にあらうかなというふうに思っております。そういった中で町内においては様々伐採跡地というのも見受けられるのかなというふうに考えてございます。町有林につきましては当然、再造林というのを強力に推し進めていくと。私有林につきましては町単の補助事業制度、あるいは森林経営管理制度等を活用しながらですね、再造林というのを促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 民有林であれば、幾ら伐採してもいいということの解釈でいいのかな。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 伐採の面積要件につきましては、F S C 認証林ということで捉えますとですね、制約がございます。沢周辺の部分で16町歩程度をめどにしながらの伐採ということで、制限をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） やはり防災に関わって、山を生かすという観点は忘れてほしくないと思いますんで、そういう点では、伐採の仕方等々、それからその後の植林とセットでお願いしたいなど、やっていくべきだなというふうに思います。

山利用に関わって、防災の観点もありますが、大いに町民には山に入っていただきたいと、親しんでいただきたいというふうに常々思ってますが、そういう中で教育的活用の中には、森の保育園ということで、再三、何度も何度も新聞で紹介されておりますけども、すごく利用してるなというふうに思ってる部分があります。その現状とですね、考えてるところがあるんであれば状況を教えてほしいと。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 森林環境学習及び森の保育園についてお答えをさせていただきます。

森の保育園ですけれども、春夏秋冬、種山を中心に訪れまして、森林に親しむ経験をしております。小中学校では、森林環境学習として実施しておりまして、また住田高校さんにつきましてはボランティアとして、森の保育園に御協力いただいております。

森林環境学習、小学生では森林の持つ役割、治山でありますとか水源涵養でありますとか、動植物の棲み処でありますとか、そういったものを中心に勉強しております。中学校

で段階におきましては生業というか職業としての林業といったものを勉強するべく、苗木の生産者ですとか、それから木工団地等々を見学させていただいております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） この問題は、住田のらしさの部分の発揮ということなんで、この後いろんな観点からお伺いしたいと思います。

時間がありませんので、二つ目に行きますが、太陽光発電に関わってですね、なんです、これ本当にね、本気になって進めてほしいというのがあります。ただ、適正な形で進めてほしいということだと思いますが、いずれ低炭素社会をつくるってのは義務でございますので、そういう中では大いに進めてほしい、適正な形で進めてほしいという気持ちで再質問しますが、私が心配しているのは、持ち主不明、どこに連絡していいか分からんというような町内にもあちこちにあります放置住宅、危険な状態になっても、何一つ町としても一切手をつけることができないという現状があります。それが太陽光施設というね、パネルががらっと並んだようなところで、ここ10年、15年は問題ありませんが、20年後にどういうふうになるのかなというふうに危惧しています。積立金の制度がありますけども、パネル処理にかかる費用とか等々についてはですね、とんでもないかかるらしいんですね。果たしてそれで間に合うのかどうかと。環境的な部分から何から含めてですね、やはりそういう部分の危惧があるんだけど、そうその部分をどのような形で捉えているのかなというあたりを確認したいんですが。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） ただいま御質問のありました太陽光パネルが放置されるのではないかという御懸念に対してなんですけれども、現在の制度においては、例えばその事業者が倒産をして廃棄費用がなくなって、その処分するための費用がなくなった場合の備えというのは確認したところ、国のほうでもそういった事態に備えての法整備等々はなされてない状況がございました。いずれ国といたしましては、先ほど町長の答弁でもございました積立金制度でもってですね、きちんと廃棄のための費用を確保してそれで適正に事業をリサイクルというかですね、永続的に事業を継続していけるようにしていくというところの制度にとどまっているようでございますので、まずはその国の取組、規制の在り方というものを注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 国の動きもいいんです、規模によっていろんな制度が、規制があるんです。それは分かっているんですが、出来てしまった後に、こういうふうにやりますっても駄目だから、今始まるときにきちんとしておいてくださいと。でないと、太陽光パネルが駄目になる30年後に大量廃棄という時代が来ますから、そのときに放置の空き家状態になって困るよということを言ってますんで、今始まろうと盛んにやっていますから、その今の段階でもって条例なり、それからこないだ県のほうで出しましたけども、協定書の見本なりなんなりでもって対応していただいたらどうなんですかというのを言ってます。どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 現時点でこのような取組をしますという明言できるだけの検討はまだ進んでおりませんので、今御質問いただいた内容も参考にさせていただきながら、今後検討させていただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） ぜひともですね、太陽光施設は反対ではありません。あくまでも適正な形で将来不安のないような形で大いに進めてほしいと。耕作放棄地そのものがですね、財を生まないじゃないが、要するに価値的には下がってしまいますから、そういう中ではいろんな工夫というのが大切だと思います。ただ、あくまでも健全で適正な形でもってのあれを進めてほしいなというふうに思ってます。

農地に関わる太陽光施設もですね、それこそ道路の脇に、中沢にもありますけども、あるんですが、これは農地を大いに進めているという解釈でいいのでしょうか。理由はですね、活用推進エネルギーの中ですね、エネルギー賦存量等利用可能の項目というのがあってですね、耕作放棄地を30%使ったときこのぐらいと、50%はこのぐらいと、それから70%はこのぐらいだっことは、要するにいっぱいいっぱい使いましょうねってことを提案するのかなというふうに思いました。その分の見方、考え方はどうなんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 農業委員会事務局長、菊田賢一君。

○農業委員会事務局長（菊田賢一君） 議員御質問の遊休農地を勧めているのかというふうな部分でございしますが、農業委員会としてはこういった勧めているというふうな部分はございませんが、今の住田町の状況をお話いたします。

太陽光発電施設への農地転用申請につきましては、令和5年1月から始まり、令和6年こ

の間、5月に行われました総会で、申請件数は3事業者から延べ35件の申請があります。今、総面積で10町歩を超えました。またですね、令和6年度、この4月から9月までの間に農業振興地域からの農振除外ですね、その申請の受理を今5ヘクタールほど受けております。今後におきましてはこういった流れは当面続くのかなと思っております。農業委員会では推奨しているわけではございませんが、総会の中で農業委員さんからもこういうふうな件数が多いがどうしたもんかというふうな要望等もございます。先ほど企画の課長が申したとおりですね、1事業だけではなくて各課横断的に検討する必要があるのかなと思っておりますので、そういったところを検討しながらですね、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） こういうふうね、再生可能エネルギーに関わる事業については、町として大いに進めるというふうな点はそれでいいと思いますし、ますます長期にやってほしいなという気持ちがあります。反面ですね、何回も言いますが、管理の部分というのかな、適正な管理、太陽光のパネルがあってもですね、5年もたてばクヌギの木が生えてきたり、柳が生えてきたりということは当然ありますんで、そういう中ではきちんとですね、管理者と連絡が取れるような形で健全な形で進めていただきたいというふうに思ってます。

時間ですので、三つ目の獣被害対策に入りたいと思います。

先ほど町長のほうから話ありましたが、このね、住民要望の観点からいったら、私はこのぐらいみんながね、困って、何とかしてくれというふうな意見は聞いたことありません。そのぐらい住民一人一人のニーズがあるんですよ。それで町が取り組んでいる部分についても十分分かってます。分かってるけども、結果がついてこない。ますます被害が増大してる。であれば、何か別の方法があるんじゃないかということですね、しつこいぐらいしゃべってるのはそのためなんですよ。

それで、一つ目のね、山林の奥山の整備ということについては、ほっておいてもね、雑木山というのは再生します、何度もね。ただ住田町は金と人をかけてやってほしいと。理由は里山の暮らしを守るため。ですから、獣等に対する対応も、住田町というところは金をいっぱいかけながら共生できるような森づくりをせよと。だけど、里に下りてきて、害をなすものは基本全て捕獲という線でやっていますというぐらいのね、気持ちでないこの課題には対応できないというふうに私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 町長。

○町長（神田謙一君） まさに瀧本議員おっしゃるとおり、鳥獣害被害、本当に年々身近に迫ってきた、そういう状況にあります。そういう中で当町において先ほど答弁いたしましたとおり、1頭あたりの報償費等々を含めてですね、かさ上げをしながら対応してきているところでもあります。ところが実は、実際どうしてこれは差がありまして、当町、例えば五葉山を囲む大船渡市、釜石市、それぞれ違うわけではありますが、そういう中において、シカ、イノシシ、サルは境界なく動き回ると。1基礎自治体だけが頑張ってもですね、財源が幾らでもあればいいですけども、これもいろんな部分の中で努力しているという中でですね、境界のない動物たち相手に、一つの自治体だけではこれは何ともならんというところまで今、協議、昨年度末からですが当町、大船渡市、釜石市、そして遠野市も加わって4者でしっかりした対策の在り方、現状も含めて対策強化を協議しながら取組を進めようということからスタートしております。なかなか対策するよりも増えるほうが上回っているのが実態かなというふうに私も感じております。このまま放置できないのも、これは誰しも分かっていることであります。

そういう部分をですね、より効果的にするにはということで県のほうにも提言要望等しておりますが、これも認められない部分等々もありますけれども、引き続き現状を含めて、さらに工夫できる部分を含めて取組を進めていきたいと考えております。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） そのね、事情も分かるんですよ。分かるけども、私は方針を変えないと駄目だと思ってんですよ。要するに今の対策、網とかね、ただ、ほんじゃあ30年後50年後どうなんだというあたりとセットでね、やっていってほしいなど。長期と短期と。長期の分というのは、杉花粉であれば、50年、60年、下手すると100年たっても変わりかねると思いますけども、山づくりについてはね、30年やそこらでできるんですよ。でありますので、環境譲与税というお金がありますから、あれは特定した使い方じゃなくてもいいというような基準があるようなんです、そういうのを使いながら、やはりね、一歩進めてほしいというのが私の意見です。言いかねる部分も分かりますが、いずれそういうことですので、ぜひとも検討いただきたいというふうに思います。

緩衝帯については、みんなの暮らしの周りなんで、当然周りの人たちの責任というのがありますが大槌町ではやりましたけども、何ぼかね、町が動けばね、やんなくてもやるから、町でも少し一歩でも二歩でも動いてくださいというのが私の要望でございます。

二つ目に行きたいと思います。

小さい話になりますが、イノシシが異様に増えているということについては皆さん御存じのとおりだと思いますが、ところが豚熱というのがですね、住田町内でも発生してね。豚熱との関係とイノシシの関係はどうなのかというふうな部分の懸念もありますが、それ言っていると時間がないので、後で一緒をお願いしたいんですが、先日、ある家の小屋にクマが入ってニュースになったんですね。そのときには、麻酔銃を使ってどうのこうのってありましたが、あたりの現実的な部分でね、麻酔銃というのは簡単に撃てるのかと、あれは獣医じゃないと撃てないんじゃないかと、であれば住田には町長がいるなということにはなりましたが、その辺の在り方はどうなっているのかお伺いします。

○議長（佐々木春一君） 農政商工課長。

○農政商工課長（菊田賢一君） 私のほうからはイノシシの豚熱についてお答えをいたします。

イノシシは昨今増えております。平成29年に2頭捕獲されて以降毎年捕獲されて、直近ではうなぎ登りに上がって今年度は32頭も捕獲しております。

豚熱に関しましては、先日新聞にも載りましたが、住田でも2例の豚熱を、野生イノシシからの豚熱の発生を確認しているところでございます。また、洋野町では畜舎で発生しております。

住田町においては発生した29年ですが、平成31年に豚舎周りの防護柵をそれぞれの豚舎で国の補助を受けて設置をしているところです。ですので、直接的に侵入というのは避けられるのかなとは思ってはおりますが、やはり人を介して、中に菌が入るというふうな部分もございます。常日頃からの消毒は徹底していきたいと考えておりますし、そういった部分の情報もですね、豚舎の皆様と共有しながら対策を講じてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうからは、クマ対策についてお答えをいたします。

まず麻酔銃の対応につきましては、やはり瀧本議員おっしゃるとおりでございます、獣医さんをお連れしなきゃならないというような状況もあって、なかなか簡単にそういった体制は整えられないという状況はそのとおりあるようでございます。

そういった中で昨今のクマ対策の状況ということになりますと、国のほうでクマを指定鳥獣という部分に指定をいたしまして、環境省のほうですが指定をいたしまして動きとしてはですね、市街地に出没したクマに対しまして、例えば従前であれば警察の許可がなければハンターさんが撃てないとか、そういう事情もあったわけでございますが、指定鳥獣に指定さ

れたことを受けましてですね、ある程度ハンターさんの判断の下で撃てるような環境というのも整えられつつあるようでございますので、そのあたりの情報収集に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） 現実的な問題、具体的な部分ですんで、対応はですね、町長自ら麻醉銃でも構いませんのでひとつ即やれるような体制を組んでほしいなというふうに思ってます。

ハンターの件なんですが、前回の質問の中でもですね、やはり待遇は改善すべきだと、見直すべきだというふうな話をしています。こないだ北海道のある町ですね、一切応じませんというようなことがあってですね、新聞にでかかど載ってしまいました。ああなってしまうと、もう取り返しがつかなくなりますし、今いるメンバーがですね、結構高齢の方が我々と同じぐらいの歳の人がいっぱいいるんですよ。ですからそういう中では後をつなぐという、ハンターがいなければ困りますからね、必ず。何人かは必要なんで。そのためには、やはり待遇をよくしないと駄目だというふうに思ってます。仕事として私はやりますよというぐらいの待遇をひとつ検討していただきたいと。要するにプロを養成してくださいと、こういうことですがどうでしょうかね。専門家というのかな、それを。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） ハンターさんの育成確保、あるいはそういった待遇の引上げという部分の御質問かと思えます。

質問でもこれまでであった議会等々でもお話ししてたとおりですね、ハンターさんに対します様々待遇の面につきましては、本町それなりのほかの市町村と比較すればのことはですね、それなりの金額をお支払いしている状況とかもございまして、現状としては特にも自治体の方々からもですね、要望要請等々は寄せられていないという状況もございます。ただそういった中でもですね、やはり議員おっしゃるとおり、ハンターさんの育成確保という部分は今後の部分に影響する大きな課題というふうにも捉えておりますので、そういったあたり自治体の方々とも意見交換をしながらですね、働きやすい、活動しやすい環境づくりという部分に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） ごめんなさい、ちょっと時間になりましたけれども、3分、5分お願い

したいと思います。そのハンターのですね、私はね、一人一人のハンターが、いや、こうであってほしい、ああであってほしいというのは言えないと思います。ほとんど言わないと思う、自分たちのことです。だったら周りが気を利かせて、将来のことを考えながらひとつ検討していただきたいというふうに思ってます。その姿勢が大切だと思いますよ。あの人たちから要望がないので構わんでおけやって、そんなもんじゃないというふうに思ってます。

そろそろ時間ですので、最後の質問にさせていただきます。

今の話と続くわけなんです、この問題がね、こんなに大きくなって、なおかつ今年来年で終わるんじゃなくて、ずっと続くとますます深刻化するよという中でね、やはりそれに対応する体制っていうのかな、町の体制をね、もう一回考えてほしいということです。

そのとおりね、農政課と林政課でもってお互いに連絡取り合いながらやればいいなというふうなことはありますけども、いやいやそうじゃないよと、さっきのプロじゃないんですが、例えばですよ、防護柵の網の張り方とか、シカ用はこうだ、サル用はこうだという形です。陣頭指揮を執れるように、ないしはパトロールできるようにと、机の上の仕事だけじゃなくてですね、そういうような窓口をつくってね。どこさ行ったらいいか分かりませんというような人が役場に来たときにね、あっちこっちって言われるよりは、その窓口専門のあったほうが私はね、役場内の人たちの仕事の流れもよくなるんじゃないかなというふうに思います。その辺の考え方を伺いたいというふうに思います。

○議長（佐々木春一君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 現状の体制につきましてはですね、先ほど町長がお答えしたとおりでございます。ただやはりですね、今後ますます深刻化してくるというのはそのとおりなんだと思います。そういった部分も踏まえてですね、今後の体制、窓口でありますとか、あるいは専門職員の配置といいますか、そういった部分なんかも様々調査研究しながらですね、対応を模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 瀧本正徳君。

○5番（瀧本正徳君） ぜひともですね、この町の大きな課題ということで考えていただければいいかっていうふうに思ってます。

これについては、この後もまた質問があると思いますので、私の分については以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐々木春一君） これで、5番、瀧本正徳君の質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木春一君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

◇ 荻原 勝 君

○議長（佐々木春一君） 2番、荻原 勝君。

〔2番 荻原 勝君質問壇登壇〕

○2番（荻原 勝君） 2番、荻原 勝であります。

通告に従いまして、私の1回目の一般質問を大きく2点伺います。

大きく1点目、1、町民の移動手段確保について。

当町において、交通の利便性を図り、町民の移動手段を確保していくことは重要であると考えことから、次の点を伺います。

（1）町は、地域公共交通計画策定のため、計画策定支援を業務委託としているが、その目的や狙いは何か。

（2）さきの3月議会では、バス路線から遠いなどで移動が困難な方々への対策に関し、タクシー利用への支援拡大は、バス運行との競合などがあり、多方面からの検討が必要であると答弁があった。タクシー利用への支援拡大について、どう考えているか。

大きく2点目、熱中症警戒アラートなどへの対応について。

環境省では、熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの情報提供をしているが、町民の健康に直結する事項であると考えことから、次の点を伺います。

（1）熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートを、町民にどう伝えていく考えか。

（2）熱中症対策の一つとして、地域にクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を指

定しておく仕組みがある。町として取り組む考えはないか。

以上大きく2点、私の1回目の一般質問を終わります。

○議長（佐々木春一君） 答弁を求めます。

町長、神田謙一君。

〔町長 神田謙一君登壇〕

○町長（神田謙一君） 荻原議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の1項目め、（1）地域公共交通計画策定を業務委託とする目的や狙いは何かについてお答えをいたします。

本町では、商店や病院の減少、学校の統廃合等により、買物、通院、通学など日常生活における移動手段の確保は大きな課題となっております。一方で、鉄道、バスといった町内における地域公共交通の利用者は減少傾向にあります。

減少の主な要因といたしましては、車社会の広がりや人口減少の影響と考えております。特に人口減少につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の発表によると、本町の人口は、2023年には4,000人を下回るとされております。今後、現在の地域公共交通の形態を維持していくことが困難であると予想されることから、より利便性が高く、持続可能な地域公共交通の形態を構築するための基本的な方針を示す必要があると考え、本町では、令和6年度地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画を策定しようとするものであります。

地域公共交通計画の策定につきましては、支援業務を委託しようとするものですが、委託しようとする目的の一つは、委託先の専門的知識と経験を計画に生かすこととあります。公共交通における専門知識や経験は、事業計画をより効果的なものにするための貴重な資源と考えております。幅広い専門的知識や過去の成功事例や失敗、最新の情報の提供、新たな戦略の提案を期待しているものであります。

もう一つの目的は、職員の業務の効率化、時間の有効活用を図ることとあります。地域公共交通の現状の把握や利用につきましては、調査や分析が必要となり、そこに多くの時間が必要となります。

業務を委託することにより、職員の業務の効率化、時間の有効活用を図ることが可能と考えております。地域公共交通計画につきましては、支援業務を委託しましても、町が主体となり、本町の実情に応じた計画策定をしていくものと考えております。

次に、（2）タクシー利用への支援拡大、その後の検討についてお答えをいたします。

本町のタクシー運行は1社1台によるものであります。町では、本年5月、町内のタクシー業者に協力をいただき、稼働状況等の利用実態を調査いたしました。1年間の利用者の延べ人数は739人、月平均は約60人、およそ8割が町内移動という結果でございました。

今後はこの調査結果等を踏まえ、公共交通計画の策定の中で、住民のニーズ調査、タクシー業者への聞き取りなどをして、施策に反映させてまいりたいと考えております。

次に、2項目め、(1) 熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートを町民にどう伝えていくかについてお答えをいたします。

近年、気候変動等の影響により、環境省では、気象庁と共同して、熱中症警戒アラートを令和3年度から運用してきたところです。今般、令和5年度の気候変動適応法の改正により、熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法律に位置づけられるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報が創設され、従前からの熱中症警戒アラートに加え、気温が特に著しく高くなり、熱中症による人の健康に対する重大な被害が生ずるおそれのある場合に、新たに熱中症特別警戒アラートを発表することとし、令和6年4月24日から運用が開始されたものでございます。

本町では、従前から、暑さ指数が31を超えそうな危険な暑さのときには、保健福祉課が中心となり、防災無線等を通じて注意喚起を行ってきたところであります。

このたび、気候変動適応法の改正により、市町村長は熱中症特別警戒アラートが発表された際は、住民などに伝えなければならないとされました。本町では熱中症特別警戒アラートが発表された際には、防災無線や住田テレビ、SNS等を通して、住民に周知してまいりたいと考えております。また、環境省では、パソコンやスマートフォン等を活用して情報を提供するサービスも行っておりますので、その情報についても周知をしてまいりたいと考えております。

次に、(2) 熱中症対策の一つとして、クーリングシェルターの指定に取り組む考えはないかについてお答えをいたします。

気候変動適応法では、市町村長が基準に適合した施設をクーリングシェルターとして指定できるとされております。クーリングシェルターの指定は、熱中症対策の一つとして有効な手段であると捉えておりますが、一方で、指定施設には基準が設けられていること、移動手段や感染症対策に関することなど様々な問題があるものと捉えております。熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートが発表されている場合の熱中症対策につきましては、ふだん以上に小まめに水分補給をすること、外出はできるだけ控えること、外での運動を中止す

ることなどの、自分の身を守るための自助、地域の人たちの声かけ等の助け合いの互助が大切であると考えております。なお、県ではクールシェアスポットの募集を行っており、本町では、まち家世田米駅が登録されておりますので、活用の周知をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 再質問を許します。

荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 1の（1）から行きたいと思います。

どうして業務委託するかということについては、専門知識や経験を民間の専門知識や経験を生かすと、最新の情報、戦略を得ると、また職員の業務の効率化ということだというお話でした。しかし、町は主体的にやるんだというお話でした。

それでは、2回目の以降の質問いたします。

5月23日が参加申込期限であり、計画策定支援の業務委託に関してですね、5月23日が参加申込期限、5月29日が業務提案書提出期限、それから6月10日が企画書のプレゼンテーションというようなスケジュールになっているようですけども、実際に応募してきた企業はあったのか。またそれが何社あって、例えば東京なのか、県内なのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 業務の提案書の提出されているところは何社かというような質問にお答えしたいと思います。

申込みがあったのは複数社ありましたが、その内容について等はプレゼンが終わってから6月中旬頃に結果を踏まえて公表したいと考えております。

以上であります。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） そうすると1社以上あったというような理解でいいんでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） おっしゃるとおりというところでございます。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それから、応募するための要項のようなものをちょっとホームページで拝見しますとですね、提案限度額が471万9,000円、それから委託契約期間が契約

日から令和7年3月31日というふうになっておりますが、そうしますと、地域公共交通計画、これ令和6年度内に策定されるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 令和6年度内に策定が終わるところでございます。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それを一つ確認したかったということでございます。

それから（2）に行きたいと思います。

（2）については、タクシー利用への支援拡大ということについては、いろいろな統計的な数字も示されて検討すると。検討中というんですかね、そういうことだということなんです。このタクシー利用への支援拡大という、この言葉ですけども、これ一般的に考えてタクシー券のタクシーチケットのこと、あるいは最近のAIとかデマンド化した車両に対する支援とか関わりのような、そういう感じで考えて議論を進めてよろしいのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） タクシー利用の支援の拡大という中には、タクシー券等、AIデマンド化なども含まれていると考えてよいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、タクシー券補助に関して最初質問したいと思います。

タクシー券補助に関し、町内には町の福祉タクシー事業、社協のおたっしゅ号とはまた別なものとして町でやっているものがありますが、その福祉タクシー事業の利用対象者を高齢者や公共交通の空白地域の方々へと広げていって、いわゆる一般的なタクシー券補助事業へとつなげていく展開もあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 町内の福祉タクシー事業等ですけれども、町内にも既存のというか民間のタクシー事業者もありますことから、そういう兼ね合いもありますので、議員の御意見も参考にしながら、今後計画策定の中で新たな実効性のある交通モードを展開していければと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 今申し上げたのはですね、近隣の陸前高田市のふるさとタクシー助成事業などがですね、そのような感じで展開しているということもありますので、そのような感じで伺いました。

もう一つ、他市町の自治体ですね、公共交通の担当者の方にお話を伺いますと、視察なんかをしても感じる事なんですが、今後の地域公共交通がですね、民間のタクシーはAIデマンド化していくし、公営の既存のコミュニティーバスはさらに小型化をしていく。つまり、方向性が民間と公営のものがですね、一体化していくのではないかと感じます。その点について、町はどう考えているか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 町内の交通資源、民間含めて今後公共交通計画策定しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 今申し上げたのは、近隣で言うと、大船渡市の日頃市地区のデマンドタクシー、これが非常に評判がよくて、ほかに今度末崎地区なんかでも展開していこうというようなお話もあるようです。それと、このことを申し上げたのはですね、1番議員からも話が出たんですが、栃木県の高根沢町というところに視察研修に行ってみましてですね、そのときにそこの町でも様々な公共交通が昔あったんだけど、地域公共交通計画をつくって、平成21年度からタクシー会社に委託して、タクシーよりちょっと大きい、けどもコミュニティーバスよりはずっと小さいような、そういうのもう十何年実践しているということを見ましてですね、何となく方向性ってそういう感じで両方から収れんしていくようなケースもあるんだなということを思ったので、そういうことを伺いました。

それではこの最後にですね、先ほどもおっしゃってくださったと思いますけれども、もう一度同様の質問をしたいと思います。町も現在の地域公共交通の形態を維持するのは困難と予想しております。であれば、地域公共交通の形態を変革する施策として、今挙げた二つ、タクシー券補助事業への展開と、タクシーやそれに近い乗り物のAIデマンド化などに対する支援、関わりについて地域公共交通計画へ盛り込んではどうでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 今後住民アンケートや関係機関の調査をしながら本町に合った持続可能な交通体系の構築を目指してまいりたいと考えております。議員の御意見等も参

考の一つとして、公共交通計画の策定に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、2番の熱中症警戒アラートなどへの対応について伺いたいと思います。

熱中症警戒アラート、特別警戒アラート出たときに、特に熱中症特別警戒アラートの情報提供については、防災無線、テレビ、SNS、スマホなんかでやっていくということなんですが、この熱中症警戒アラートと熱中症特別警戒アラート、この両者の違いをどう捉えて町民の方に、特に熱中症特別警戒アラートをどう工夫して伝えていくのかももう一度伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 熱中症警戒アラートは、人の健康に係る被害が生じるおそれがある場合、熱中症の危険性の気づきを促すもの。熱中症特別警戒アラートは、人の健康に関わる重大な被害が生じるおそれがある、全ての人が自助・互助による予防行動実践を実行するものということになってございます。

熱中症特別警戒アラートにつきましては、今後どのような場合に出るかとか、どのような自分を守るための対策があるかなどの広報啓発活動をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 私の考えでは、言われたとおりなんですけども、ちょっと違いが分かるような感じで工夫をされたらいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 違いが分かるような工夫等を検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは、（2）のほうのクーリングシェルターのほうに行きたいと思います。

クーリングシェルターについては熱中症対策としては有効なだけけれども、いろいろな基準があったり、町民の方が移動したりすることを考えるとどうなのかというようなお話だっ

たと思います。そしてまち家には、クーリングシェルターという名前ではないけれども、クールシェアスポットとしてまち家があるというなお話だったと思います。

町内には多くの冷房の整った施設があります。地区公民館やまち家、図書室、エコウエル、庁舎などの冷房設備は、町内の潜在的な資源であり、クーリングシェルター、あるいはまち家のようなですね、クールシェアスポットとして活用可能なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） クーリングシェルターの基準につきましては、法律で決められているものがございますので、それを最低限クリアする施設が対象になってくるかと思いますが、全てが対象になっているものではないものと捉えております。やはり熱中症につきましては、自分の身を守るための自助、隣近所の声かけの互助を大切にということが一番に考えていく啓発活動を中心に組み立てまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それでは伺いたいんですが、クールシェアスポットをまち家でやっているということなんですが、これ休日、まち家が開いているのかどうか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） まち家のクールシェアスポットでございますけれども、それは法律に基づかないもので、県が独自の取組として行っているもので、公募により手挙げというか、応募してなったものでございますので、まち家の休日はどうするか等につきましては開いてるときに活用するというようなものと捉えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） あともうこの点です、クールシェアスポットにしるクーリングシェルターにしるですね、そういう名前でもですね、地区公民館やまち家、図書室、エコウエルなどに冷房設備が整っているんですが、実は五葉地区と大股地区には入っていないというお話も伺いました。今後の冷房設備等の導入の予定について伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 各地区公民館の冷房の設備状況でございますけれども、議員御質

間のおり、五葉地区と大股地区には整備されておりません。ただ令和6年度予算で五葉地区公民館には整備する計画でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） クーリングシェルターとか、クールシェアスポットとか、そういう名前をつけなくても、地区公民館に行けば涼しくできますよというような感じで町民に安心感を提供するということもあろうかと。それが地域資源の有効活用ではないかなというふうにも思いました。

それから、冷房のある民家とか民間の活用っていうのも、緊急事態には大切かもしれないなというふうに考えられますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 地域の人たちで行う地域の互助としての活動としての活用をして、地域として活用していくことと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 今の時代ですね、国連でも、地球温暖化じゃなくて地球沸騰化だなんということをいうような時代になってますんで、民間であれ、公共施設であれ、有効活用しながら町民の健康を守っていける、そういう助け合いのシステムというか、自助・共助のシステムを構築していく時期に来てるのかなというふうに考えました。

それから最後になりますけれども、そういうときにですね、在宅高齢者へのエアコン設置などに関するリフォーム支援をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） エアコンの設置等は、財源等の関係もありますことから現在は検討しているものではございません。今後検討する機会がございましたらば、議員の御意見等も参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） これ何でそんなことなんて思うかもしれませんが、高齢者の方々のいうのは、例えば扇風機が壊れても、それを車に乗って電器屋さんに行きに行くということが、なかなか難しい人もいます。そういうようなことも考えてリフォーム支援とかそうい

うので、別にエアコンでなくても、扇風機を買うとでもいいと思うんです。そういうような感じで小さな対応を一つ一つできるようなまちづくりをしていていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 町としての役割を十分に考えていながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐々木春一君） これで、2番、荻原 勝君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木春一君） お諮りします。本日の会議はこれで散会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木春一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時34分
